

○福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例

新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p>(福岡県個人情報保護審議会の設置)</p> <p><b>第十条</b> 次に掲げる事務を行うため、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第二項（<u>同法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。</u>）に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。</p> <p>四～五 略</p> <p><b>附 則</b>（令和六年条例第七号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。</p>	<p>(福岡県個人情報保護審議会の設置)</p> <p><b>第十条</b> 次に掲げる事務を行うため、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第二項に規定する事項について、調査審議し、及び建議すること。</p> <p>四～五 略</p> <p>(追加)</p>	<p>住民基本台帳法の改正に伴う改正</p>